

令和3年度 安曇野市地域防災計画 新旧対照表

地震災害対策編

修正後	修正前	修正理由								
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="172 499 1353 592"> <tr> <td data-bbox="172 499 608 546">(6) <u>中部電力パワーグリッド(株)</u></td> <td data-bbox="608 499 1353 546">ア 電力施設の保全、保安に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 546 608 592">(安曇野営業所)</td> <td data-bbox="608 546 1353 592">イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> </table>	(6) <u>中部電力パワーグリッド(株)</u>	ア 電力施設の保全、保安に関すること。	(安曇野営業所)	イ 電力の供給に関すること。	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1397 499 2579 592"> <tr> <td data-bbox="1397 499 1751 546">(6) 中部電力株</td> <td data-bbox="1751 499 2579 546">ア 電力施設の保全、保安に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 546 1751 592">(安曇野営業所)</td> <td data-bbox="1751 546 2579 592">イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> </table>	(6) 中部電力株	ア 電力施設の保全、保安に関すること。	(安曇野営業所)	イ 電力の供給に関すること。	<p>事業者名の修正</p>
(6) <u>中部電力パワーグリッド(株)</u>	ア 電力施設の保全、保安に関すること。									
(安曇野営業所)	イ 電力の供給に関すること。									
(6) 中部電力株	ア 電力施設の保全、保安に関すること。									
(安曇野営業所)	イ 電力の供給に関すること。									

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成31年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車18台（救急自動車のすべてが高規格救急自動車で、ドクターカー併用）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。これらの状況から、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに不足が見込まれる資機材については、災害時の借り受け先をあらかじめ定めておく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成31年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車18台（救急自動車のすべてが高規格救急自動車で、うち1台はドクターカー兼用）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。これらの状況から、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに不足が見込まれる資機材については、災害時の借り受け先をあらかじめ定めておく必要がある。</p>	<p>松本広域消防局様からの指摘により修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の<u>安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>d 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p><u>e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</u></p> <p><u>f 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>g 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の<u>安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。</u></p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する<u>よう努める</u>とともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>c 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p><u>d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する<u>よう努める</u>とともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>請手続等の確認を行うなど、</u>実効性の確保に留意する。</p> <p><u>e</u> 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p><u>f</u> 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><u>g</u> <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>h</u> <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p><u>i</u> <u>大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>c</u> <u>防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>d</u> 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、</u>実効性の確保に留意するものとする。</p> <p><u>e</u> 民間事業者に委託可能な災害対応に係る業務(災害情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p><u>f</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>d</u> 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p><u>e</u> 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>c</u> 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p><u>d</u> 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、<u>目標時間等</u>を定めておく。</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照)(危機管理部)</p> <p>また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び<u>目標時間</u>を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。(全部局)</p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」<u>の効果的運用を推進する</u>。(危機管理部)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照)(危機管理部)</p> <p>また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び<u>報告時間</u>を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。(全部局)</p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の非常参集体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p><u>(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p><u>(エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。</u></p> <p><u>(オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。</u></p> <p><u>(カ) 過去の災害 対応 の振り返りを行い、必要に応じて長野県災害対策本部規程、長野県警戒・対策本部設置要綱等の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての体制についても検討するものとする。また、体制の見直しについては、訓練等を通じPDCAサイクルの観点から改善を図る。</u></p> <p><u>(キ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】(全機関)</p> <p><u>(ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>市においては、免震構造とされている本庁舎に災害対策本部機能を置いている。非常用電源設備により保安照明と保安コンセントが接続しており、執務室の照明、パソコン、プリンターおよびコピーなどは使用可能である。</p> <p><u>また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バル</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の非常参集体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】(全機関)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>市においては、免震構造とされている本庁舎に災害対策本部機能を置いている。非常用電源設備により保安照明と保安コンセントが接続しており、執務室の照明、パソコン、プリンターおよびコピーなどは使用可能である。</p> <p><u>また、通信途絶時に備えて衛星携帯電話、防災行政無線、長野県防災行政無線等の非常用通信</u></p>	<p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>ク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</u></p> <p><u>さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、</u>本庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p><u>手段を確保しているが、外部との情報ネットワーク断絶への対応も非常に重要である。</u></p> <p><u>さらに、複数回の地震などの不測の事態による</u>本庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	
--	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(7) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、市医師会、災害拠点病院等は、<u>機関ごと</u>に必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、医療救護チームの派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1カ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。</p> <p>今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、<u>航空搬送拠点臨時医療施設</u>(SCU)を松本空港内の信州大学付属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(7) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1カ所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に<u>13</u>カ所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(総務部、保健医療部)</p> <p><u>(7) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム(EMIS)情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うもの</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(7) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、市医師会、災害拠点病院等は、<u>各機関</u>ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、医療救護チームの派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1カ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。</p> <p>今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる臨時医療施設(SCU)を松本空港内の信州大学付属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(7) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1カ所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に<u>10</u>カ所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(総務部、保健医療部)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>不要な文言を削除</p> <p>数値の更新</p> <p>正式名称に変更</p>

とする。

(エ) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。

(オ) 消防機関・医療機関相互の情報交換及び傷病者の移送に対する医療機関との連携が「市災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に実施されるよう調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料参照)を締結しており、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。

(カ) 医療救護活動を実施するための拠点を定め、緊急時における活動体制を確立する。

(キ) 関係機関の協力を得て、「市災害時医療救護活動マニュアル」に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

イ 【松本広域消防局が実施する計画】

消防計画の救助・救急計画に基づき、災害発生時の救助、救急活動を的確かつ円滑に実施するため、次に掲げる事項に留意し整備する。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム(EMIS) 情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

ウ 【県が実施する計画】

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)

(ウ) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。

(エ) 消防機関・医療機関相互の情報交換及び傷病者の移送に対する医療機関との連携が「市災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に実施されるよう調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料参照)を締結しており、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。

(オ) 医療救護活動を実施するための拠点を定め、緊急時における活動体制を確立する。

(カ) 関係機関の協力を得て、「市災害時医療救護活動マニュアル」に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

イ 【松本広域消防局が実施する計画】

消防計画の救助・救急計画に基づき、災害発生時の救助、救急活動を的確かつ円滑に実施するため、次に掲げる事項に留意し整備する。

(新設)

ウ 【県が実施する計画】

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)

修正後			修正前			修正理由
第7節 消防・水防活動計画			第7節 消防・水防活動計画			安曇野市消防団規則に合わせた修正
分団及び管轄区域			分団及び管轄区域			
分団の名称		管轄区域	分団の名称		管轄区域	
第1分団	第1部	上鳥羽、下鳥羽	第1分団	第1部	<u>豊科</u> 上鳥羽、下鳥羽	
	第2部	本村、吉野		第2部	<u>豊科</u> 本村、吉野	
第2分団	第1部	成相	第2分団	第1部	<u>豊科</u> 成相	
	第2部	新田		第2部	<u>豊科</u> 新田	
第3分団	第1部	真々部、たつみ原、飯田、下飯田	第3分団	第1部	<u>豊科高家</u> 真々部、たつみ原、飯田、下飯田	
	第2部	中曽根、熊倉		第2部	<u>豊科高家</u> 中曽根、熊倉	
第4分団	第1部	寺所、踏入	第4分団	第1部	<u>豊科南徳高</u> 寺所、踏入	
	第2部	細萱、重柳		第2部	<u>豊科南徳高</u> 細萱、重柳	
第5分団	第1部	田沢、小瀬幅、大口沢	第5分団	第1部	<u>豊科田沢</u> 田沢、小瀬幅、大口沢	
		光、桜坂			<u>豊科光</u> 光、桜坂	
第2部	<u>アルプス</u> 、徳治郎	第2部	<u>豊科田沢</u> 徳治郎、アルプス			
			<u>豊科高家</u> <u>アルプス</u>			
第6分団	第1部	明科、 <u>大足</u>	第6分団	第1部	<u>明科中川手</u> 明科	
	第2部	<u>宮中</u> 、 <u>町</u>		第2部	<u>明科中川手</u> 町、宮中	
第4部	<u>光</u>	第3部	<u>明科中川手</u> <u>大足</u>			
第7分団	第1部	潮、潮沢、木戸、上生野	第7分団	第1部	<u>明科東川手</u> 潮、潮沢、木戸、上生野	
第8分団	第1部	上押野、下押野	第8分団	第1部	<u>明科七貴</u> 上押野、下押野	
		第2部			<u>塩川原</u> 、 <u>荻原</u>	
第3部	<u>南陸郷</u>	第3部	<u>明科南陸郷</u> <u>小泉</u> 、 <u>中村</u> 、 <u>金井沢</u>			
第9分団	第1部	等々力	第9分団	第1部	<u>穂高</u> 等々力	
		第2部			穂高	
第3部	<u>等々力町</u> 、 <u>穂高町</u>	第3部	<u>穂高</u> <u>穂高町</u> 、 <u>等々力町</u>			
第10分団	第1部	<u>島新田</u> 、 <u>青木花見</u> 、 <u>狐島</u>	第10分団	第1部	<u>穂高北穂高</u> <u>青木花見</u> 、 <u>狐島</u> 、 <u>島新田</u>	
第11分団	第1部	古厩、立足	第11分団	第1部	<u>穂高有明</u> 古厩、立足	
		第2部			新屋	第2部
第3部	橋爪、耳塚	第3部	<u>穂高有明</u> 橋爪、耳塚			
第4部	<u>富田</u> 、 <u>豊里</u> 、 <u>小岩嶽</u> 、 <u>嵩下</u>	第4部	<u>穂高有明</u> 嵩下、富田、小岩岳、豊里			
第12分団	第1部	牧	第12分団	第1部	<u>穂高牧</u> 牧	
		第2部			久保田、塚原	第2部
第3部	<u>矢原</u> 、 <u>白金</u> 、 <u>柏原</u> 、 <u>柏矢町</u>	第3部	<u>穂高</u> <u>矢原</u> 、 <u>柏矢町</u> 、 <u>白金</u>			
第13分団	第1部	岩原、倉田、上堀	第13分団	第1部	<u>堀金鳥川</u> 岩原、倉田、上堀	
		第2部			中堀、下堀、扇町	第2部
第3部	小田多井、田尻、田多井	第3部	<u>堀金三田</u> 小田多井、田尻、田多井			
第14分団	第1部	北小倉、南小倉、東小倉、室町	第14分団	第1部	<u>三郷小倉</u> 北小倉、南小倉、東小倉、室町	
		第2部			野沢、上長尾、下長尾	
第15分団	第1部	野沢、上長尾、下長尾				
		第2部	楡、住吉			
第16分団	第1部	七日市場、一日市場、二木				
		第2部	及木、中萱			

		第 15 分団	第 1 部	<u>三郷温</u>	野沢、上長尾、下長尾
			第 2 部	<u>三郷温</u>	楡、住吉
		第 16 分団	第 1 部	<u>三郷明盛</u>	七日市場、一日市場、二木
			第 2 部	<u>三郷明盛</u>	及木、中萱

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】(各部局)</p> <p>ア 倒木処理に係る市町村の体制づくりを支援する。(林務部)</p>	<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】(各部局)</p> <p>ア 倒木処理に係る<u>技術的指針を策定するなど</u>、市町村の体制づくりを支援する。(林務部)</p>	<p>実態に合う対応と するため、記載内 容を変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p><u>また、避難所における感染症対策については、大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u></p> <p><u>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）K：キッチン（食事）B：ベッド等（睡眠）に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市（総務部、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】</p> <p>(エ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所の感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものと</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市（総務部、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】</p> <p>(エ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとす</p>	<p>避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ避難所の環境改善特にTKBの重要性について記載する</p> <p>和元年東日本台風における他都県での課題を踏まえた国の防災基本計画の反映</p> <p>避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ、避難所の環境改善に、県、市町村 NPO 等が協力し</p>

<p>する。<u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</u></p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(シ) 「<u>長野県避難所運営マニュアル策定指針</u>」(令和2年7月改定)、<u>長野県避難所TKBスタンダード等</u>を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><u>5 在宅避難者等の支援</u></p> <p><u>(1) 現状及び課題</u></p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p><u>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p><u>(2) 実施計画</u></p> <p><u>ア【県が実施する計画】</u></p> <p><u>(ア) 在宅避難者及び親せき宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。</u></p> <p><u>イ【市町村が実施する対策】</u></p> <p><u>(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握</u></p> <p><u>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>6 学校における避難計画</u></p>	<p>る。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(シ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>て取り組むための水準目標についての記載を追加する</p> <p>令和元年東日本台風において、在宅避難者の状況把握に時間を要したことが課題であったことから、事前の対策について基本的な事項を県独自に定めるもの</p> <p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りを踏まえた修正</p>
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>2 実施計画</p> <p>(3) 【水道事業者等が実施する計画】 県企業局が実施する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進する。 b 浄水場等の基幹施設の耐震化を推進する。 c 隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行う。 d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。 e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 f 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。 g 復旧資材の備蓄を行う。 h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。 <u>i 予備電源の確保を図る。</u> 	<p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">対策の追加</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。</p> <p>通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。<u>この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>2 市防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>ア 【市が実施する計画】(総務部)</p> <p>住民及び防災関連機関への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災無線の整備を推進する。また、<u>IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、</u>通信施設については、安全性等災害予防対策を図る。</p> <p>ウ 【東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社が実施する計画】</p> <p><u>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</u></p> <p><u>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。</p> <p>通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。</p> <p>2 市防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>ア 【市が実施する計画】(総務部)</p> <p>住民及び防災関連機関への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災無線の整備を推進する。また、通信施設については、安全性等災害予防対策を図る。</p> <p>ウ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画】</p> <p>災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>事業者名の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(農林部)</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、<u>県</u>に報告する。</p> <p>イ ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(農林部)</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は<u>県</u>に報告する。</p> <p>イ ため池管理者、<u>市町村</u>等との緊急連絡網を作成するものとする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>表現の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針に基づき、農業 農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。</p> <p>集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(農林部)</p> <p>農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>(イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。</p> <p>(ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針に基づき、農業 改良普及センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。</p> <p>集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(農林部)</p> <p>農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>(イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。</p> <p>(ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐を実施する。</p>	<p>文言の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>限定的な記載を変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項について防災知識の普及を図る。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p>	<p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項について防災知識の普及を図る。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由																																																																					
<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める<u>ものとする。</u></p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、<u>被害情報等の把握に努める。</u></p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から<u>情報の収集・連絡体制の強化</u>が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）に<u>情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣</u>を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。また、市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、<u>県警察本部</u>の協力に基づき正確な情報の収集に努める<u>ものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求め、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。</p> <p>松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に対し情報収集チームの派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣する。また、市・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p>	<p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p> <p>文言の修正</p>																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">調査事項</th> <th style="width: 33%;">調査機関</th> <th style="width: 33%;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市（総務部）</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市（総務部、政策部）、松本広域消防局</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td><u>高齢者等避難、避難指示・緊急安全確保等避難状況</u></td> <td>市（総務部）、松本広域消防局</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>市（福祉部）、施設経営者</td> <td>松本保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市（農林部）</td> <td>松本地域振興局・松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・<u>水産試験場</u>・農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>市（農林部）</td> <td>松本地域振興局、土地改良区、水利組合</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>市（農林部）、松本地域振興局、中信森林管理署</td> <td>松本森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>市（都市建設部）、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>市（都市建設部）、安曇野建設事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市（都市建設部）・流域下水道関係事務所</td> <td>安曇野建設事務所</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市（総務部）	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市（総務部、政策部）、松本広域消防局	松本地域振興局	<u>高齢者等避難、避難指示・緊急安全確保等避難状況</u>	市（総務部）、松本広域消防局	松本地域振興局	社会福祉施設被害	市（福祉部）、施設経営者	松本保健福祉事務所	農・畜・養蚕・水産業被害	市（農林部）	松本地域振興局・松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・ <u>水産試験場</u> ・農業協同組合	農地・農業用施設被害	市（農林部）	松本地域振興局、土地改良区、水利組合	林業関係被害	市（農林部）、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合	公共土木施設被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所		都市施設被害	市（都市建設部）・流域下水道関係事務所	安曇野建設事務所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">調査事項</th> <th style="width: 33%;">調査機関</th> <th style="width: 33%;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市（総務部）</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市（総務部、政策部）、松本広域消防局</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>市（総務部）、松本広域消防局</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>市（福祉部）、施設経営者</td> <td>松本保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市（農林部）</td> <td>松本地域振興局・松本農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・<u>森林組合</u></td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>市（農林部）</td> <td>松本地域振興局、土地改良区、水利組合</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>市（農林部）、松本地域振興局、中信森林管理署</td> <td>松本森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>市（都市建設部）、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>市（都市建設部）、安曇野建設事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市（都市建設部）・流域下水道関係事務所</td> <td>安曇野建設事務所</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> <td>市（上下水道部）</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市（総務部）	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市（総務部、政策部）、松本広域消防局	松本地域振興局	避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市（総務部）、松本広域消防局	松本地域振興局	社会福祉施設被害	市（福祉部）、施設経営者	松本保健福祉事務所	農・畜・養蚕・水産業被害	市（農林部）	松本地域振興局・松本農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・ <u>森林組合</u>	農地・農業用施設被害	市（農林部）	松本地域振興局、土地改良区、水利組合	林業関係被害	市（農林部）、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合	公共土木施設被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所		都市施設被害	市（都市建設部）・流域下水道関係事務所	安曇野建設事務所	水道施設被害	市（上下水道部）	松本地域振興局	<p>組織改正に伴う修正</p>
調査事項	調査機関	協力機関																																																																					
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関																																																																					
人的及び住家の被害	市（総務部、政策部）、松本広域消防局	松本地域振興局																																																																					
<u>高齢者等避難、避難指示・緊急安全確保等避難状況</u>	市（総務部）、松本広域消防局	松本地域振興局																																																																					
社会福祉施設被害	市（福祉部）、施設経営者	松本保健福祉事務所																																																																					
農・畜・養蚕・水産業被害	市（農林部）	松本地域振興局・松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・ <u>水産試験場</u> ・農業協同組合																																																																					
農地・農業用施設被害	市（農林部）	松本地域振興局、土地改良区、水利組合																																																																					
林業関係被害	市（農林部）、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合																																																																					
公共土木施設被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関																																																																						
土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所																																																																						
都市施設被害	市（都市建設部）・流域下水道関係事務所	安曇野建設事務所																																																																					
調査事項	調査機関	協力機関																																																																					
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関																																																																					
人的及び住家の被害	市（総務部、政策部）、松本広域消防局	松本地域振興局																																																																					
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市（総務部）、松本広域消防局	松本地域振興局																																																																					
社会福祉施設被害	市（福祉部）、施設経営者	松本保健福祉事務所																																																																					
農・畜・養蚕・水産業被害	市（農林部）	松本地域振興局・松本農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・ <u>森林組合</u>																																																																					
農地・農業用施設被害	市（農林部）	松本地域振興局、土地改良区、水利組合																																																																					
林業関係被害	市（農林部）、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合																																																																					
公共土木施設被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関																																																																						
土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所																																																																						
都市施設被害	市（都市建設部）・流域下水道関係事務所	安曇野建設事務所																																																																					
水道施設被害	市（上下水道部）	松本地域振興局																																																																					

水道施設被害	市（上下水道部）	松本地域振興局
廃棄物処理施設被害	市（市民生活部） <u>・施設管理者</u>	松本地域振興局
感染症関係被害	市（保健医療部）	松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	松本保健福祉事務所
商工関係被害	市（商工観光部）	松本地域振興局・市商工会
観光施設被害	市（商工観光部）	松本地域振興局、市観光協会
教育関係被害	市（教育部）、設置者・管理者	松本教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市（財政部）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力等関係機関	松本地域振興局
警察調査被害	安曇野警察署	安曇野市・警備業協会
火災速報	市（総務部）、松本広域消防局	
危険物等の事故による被害	市（市民生活部）、松本広域消防局	
水害等情報	市、水防関係機関	

5 災害情報の収集・連絡系統

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

(イ) 【県（本庁）の実施する事項】

f 危機管理部（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

g 危機管理部（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

(ウ) 【県現地機関等の実施する事項】（松本地域振興局）

a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。

b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。

c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。

d 松本地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理部（応援・受援本部情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣）の派遣を求める

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無

廃棄物処理施設被害	市（市民生活部）	松本地域振興局
感染症関係被害	市（保健医療部）	松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	松本保健福祉事務所
商工関係被害	市（商工観光部）	松本地域振興局・市商工会
観光施設被害	市（商工観光部）	松本地域振興局、市観光協会
教育関係被害	市（教育部）、設置者・管理者	松本教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市（財政部）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力等関係機関	松本地域振興局
警察調査被害	安曇野警察署	安曇野市・警備業協会
火災速報	市（総務部）、松本広域消防局	
危険物等の事故による被害	市（市民生活部）、松本広域消防局	
水害等情報	市、水防関係機関	

5 災害情報の収集・連絡系統

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

(イ) 【県（本庁）の実施する事項】

f 危機管理部（災害対策本部室）は、地域振興局長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

g 危機管理部（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地域振興局を通じて被災市町村へ連絡する。

(ウ) 【県現地機関等の実施する事項】（松本地域振興局）

a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。

b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。

c 掌握した被害状況等を地域振興局総務管理課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。

d 松本地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理部（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求める

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図

令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正

国の防災計画に合わせて修正

<p><u>人航空機等</u>による目視・撮影、<u>衛星</u>携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(1) 【市が実施する事項】（総務部）</p> <p>ア <u>災害情報の共有並びに通信手段確保のため</u>市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。</p> <p>イ <u>災害情報の共有並びに通信手段確保のため</u>可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。</p> <p>ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p>(4) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p><u>災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</u></p>	<p>る。</p> <p>(1) 【市が実施する事項】（総務部）</p> <p>ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。</p> <p>イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。</p> <p>ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p>(4) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p>重要通信の優先的な取扱を図る。</p>	<p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p>
--	---	--------------------------------

修正後	修正前	修正理由															
<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <table border="1" data-bbox="157 457 1356 1262"> <tr> <td data-bbox="157 457 587 905"> <p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> </td> <td data-bbox="587 457 973 905"> <ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正) </td> <td data-bbox="973 457 1356 905"> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 905 587 1262"> <p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> </td> <td data-bbox="587 905 973 1262"> <ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ) </td> <td data-bbox="973 905 1356 1262"></td> </tr> </table> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 【市が実施する対策】(総務部、松本広域消防局)</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 消防以外に関する応援要請</p> <p style="padding-left: 60px;">a 他市町村に対する応援要請</p> <p style="padding-left: 80px;">市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等か</p>	<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ) 	<p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ) 		<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <table border="1" data-bbox="1386 457 2555 1591"> <tr> <td data-bbox="1386 457 1801 905"> <p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> </td> <td data-bbox="1801 457 2187 905"> <ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正) </td> <td data-bbox="2187 457 2555 905"> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 905 1801 1205"> <p style="color: red;">東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> </td> <td data-bbox="1801 905 2187 1205"> <ul style="list-style-type: none"> ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ) </td> <td data-bbox="2187 905 2555 1205"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1205 1801 1591"> <p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> </td> <td data-bbox="1801 1205 2187 1591"> <ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ) </td> <td data-bbox="2187 1205 2555 1591"></td> </tr> </table> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 【市が実施する対策】(総務部、松本広域消防局)</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 消防以外に関する応援要請</p> <p style="padding-left: 60px;">a 他市町村に対する応援要請</p> <p style="padding-left: 80px;">市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等か</p>	<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ) 	<p style="color: red;">東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ) 		<p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ) 		<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ) 															
<p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ) 																
<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p style="padding-left: 20px;">また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ) 															
<p style="color: red;">東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ) 																
<p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ) 																

<p>ら、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等の協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長（松本市長）等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。</p> <p>この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。</p> <p>なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。</p> <p>また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。</p> <p>ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、<u>長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロック</u>から先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。</p> <p>〈応援の要請事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める理由及び災害の状況 ○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等 ○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等 ○ その他必要な事項 	<p>ら、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等の協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長（松本市長）等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。</p> <p>この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。</p> <p>なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。</p> <p>また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。</p> <p>ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、<u>近隣のブロック</u>から先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。</p> <p>〈応援の要請事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める理由及び災害の状況 ○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等 ○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等 ○ その他必要な事項 	<p>長野県市町村災害時相互応援協定に当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合、先遣隊を派遣する応援ブロックを規程している。</p>
---	---	---

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</p> <p>(イ) 救助・救急活動</p> <p><u>住民同士等により</u>、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに <u>(共助)</u>、消防機関等に協力する。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>2 水防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 【ダム・水門等の管理者が実施する計画】</p> <p>ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置する。</p> <p>また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。</p> <p>特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び<u>その他関係機関へその状況を</u>迅速に通報する。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</p> <p>(イ) 救助・救急活動</p> <p>自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>2 水防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 【ダム・水門等の管理者が実施する計画】</p> <p>ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置する。</p> <p>また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。</p> <p>特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び<u>施設管理者等へ</u>迅速に通報する。</p>	<p>共助について記載</p> <p>施設管理者も含めた『関係機関』とする。</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(総務部、福祉部、教育部)</p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿処理及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(ケ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(ク) <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p>(チ) <u>指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p>(ツ) <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】(市：総務部、県：危機管理部)</p> <p>(ア) <u>市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(総務部、福祉部、教育部)</p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿処理及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。<u>また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</u></p> <p>(ケ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】(市：総務部、県：危機管理部)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ア) 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(エ) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(オ) 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(カ) 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(イ) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(ウ) 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(エ) 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(農林部)</p> <p>(ア) 農業<u>農村支援</u>センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を松本<u>農業農村支援センター</u>に報告する。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(ア) 県及び<u>農業農村支援センター</u>は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を作成し、農業<u>農村支援</u>センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。</p> <p><u>(カ) 必要に応じて、市町村や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(農林部)</p> <p>(ア) 農業<u>改良普及センター</u>、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>松本地域振興局</u>に報告する。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(ア) 県及び<u>地域振興局</u>は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を作成し、農業<u>改良普及</u>センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

修正後	修正前	修正理由																								
<p style="text-align: center;">第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制</p> <p>第2 県の体制</p> <p>1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報等の種別と活動体制</p> <table border="1" data-bbox="243 590 1329 1583"> <thead> <tr> <th>情報の種別</th> <th>活動体制</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報（臨時）</td> <td>東海地震観測体制</td> <td>○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動行う旨の意思決定を行った場合）</td> <td>東海地震注意体制</td> <td>○ 東海地震注意情報の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言及び東海地震予知情報</td> <td>東海地震警戒体制</td> <td>○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これに関する情報」をいう。 <u>なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。</u></p>	情報の種別	活動体制	業務内容	東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達	東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○ 東海地震注意情報の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策	警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進	<p style="text-align: center;">第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制</p> <p>第2 県の体制</p> <p>1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報等の種別と活動体制</p> <table border="1" data-bbox="1460 590 2546 1583"> <thead> <tr> <th>情報の種別</th> <th>活動体制</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報（臨時）</td> <td>東海地震観測体制</td> <td>○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動行う旨の意思決定を行った場合）</td> <td>東海地震注意体制</td> <td>○ 東海地震注意情報の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言及び東海地震予知情報</td> <td>東海地震警戒体制</td> <td>○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これに関する情報」をいう。 <u>（新設）</u></p>	情報の種別	活動体制	業務内容	東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達	東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○ 東海地震注意情報の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策	警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進	<p>重複語句の削除</p> <p>「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴う</p> <p>「東海地震に関連する情報の発表の取扱いについて記載</p>
情報の種別	活動体制	業務内容																								
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達																								
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○ 東海地震注意情報の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策																								
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進																								
情報の種別	活動体制	業務内容																								
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達																								
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○ 東海地震注意情報の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策																								
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進																								

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省 政策統括官付） 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章 I の第11に基づき知事又は市町村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省） 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11に基づき知事又は市町村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずる。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>